

○ 資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文(抄)
特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号)(抄)(第七条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 法第二十六条第四項第二号の政令で定める役務の提供は、第六条の三に規定するもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電気事業法等の一部を改正する法律附則第二十三条第一項に規定する役務の提供(令和三年三月三十一日までの間に限る。)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>別表第二(第五条、第五条の二関係)</p> <p>一〇四十八 (略)</p> <p>四十九 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者が行う同法第三条第一項に規定する商品(当該前払式支払手段発行者が発行するものに限る。)の販売又は役務の提供、同法第二条第三項に規定する資金移動業者が行う同条第二項に規定する商品の販売又は役務の</p>	<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 法第二十六条第四項第二号の政令で定める役務の提供は、第六条の三に規定するもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電気事業法等の一部を改正する法律附則第二十三条第一項に規定する役務の提供(平成三十三年三月三十一日までの間に限る。)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>別表第二(第五条、第五条の二関係)</p> <p>一〇四十八 (略)</p> <p>四十九 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者が行う同法第三条第一項に規定する商品(当該前払式支払手段発行者が発行するものに限る。)の販売又は役務の提供、同法第二条第三項に規定する資金移動業者が行う同条第二項に規定する商品の販売又は役務の</p>

提供、同条第八項に規定する暗号資産交換業者が行う同条第七項に規定する商品の販売又は役務の提供及び同条第十三項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十四項に規定する役務の提供

五十・五十一 (略)

提供、同条第八項に規定する仮想通貨交換業者が行う同条第七項に規定する商品の販売又は役務の提供及び同条第十三項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十四項に規定する役務の提供

五十・五十一 (略)